

平成22年度から 軽自動車税の納期を4月から5月に変更します

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されるため、これまでの4月納期では、3月中に県外で廃車を行った場合の情報が、課税直前又は課税後に通知されていたため誤課税が発生していました。

それを防ぐため平成22年度から軽自動車税の納期を**4月から5月**に変更します。

※今年度の納税証明書の有効期限は平成22年4月30日となっていますが、平成22年5月中の車検についても使用できるよう全国の関係機関に通知しています。

身体障がい者等の軽自動車税の減免申請のお知らせ

身体障がい者、戦傷病者、療育、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度等が一定の要件を満たす方で軽自動車を所有している方は、申請することにより軽自動車税を1台分に限り減免することができます。

また、身体障がい者（18歳未満）、療育、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け障がいの程度等が一定の要件を満たす方は、生計同一者所有の軽自動車でも減免を受けられる場合がありますので税務課までお問い合わせください。

申請手続きの期限は、軽自動車税の納期限7日前（5月25日(火)）までとなっています。

※自動車税（普通自動車税等）の減免を受けている方は対象となりません。

平成22年度から 国民健康保険税の普通徴収の仮算定を廃止します

国民健康保険税（普通徴収）の4月から6月までは、保険税の算定に必要な前年の所得の確定が6月以降になるため、前年度の保険税額を基に計算する仮算定を行っていました。

このため、普通徴収の納税通知書は仮算定時（4月）と本算定時（7月）の2回発送しており、保険税額決定までの過程が複雑で理解しにくいものになっていました。そのため4月からの仮算定を廃止し、本算定（7月）のみとし、納期を10期から9期に変更します。

■平成21年度まで(改正前)10期

仮算定期間			本算定期間						
1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月



■平成22年度から(改正後)9期

本算定期間								
1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

◎特別徴収（年金天引）の場合は、現在の保険税算定方法と納期は変更ありません。

平成22年度4月から 税務組織が変わります

税務事務の一元化が業務効率化のために必要であることから、総合支所地域総務課の税務事務の一部を本庁税務課に移管することを検討しています。

なお、住民サービスに関係のある窓口業務（現金収納業務、税務証明、地積図閲覧、原動機付自転車・農耕車の登録廃車、軽自動車税減免申請受付、税・保険料・使用料等の口座振替申請受付、税務相談・申告の補助業務等）については、これまでどおり総合支所地域総務課で行います。

問い合わせ 税務課 ☎0978-72-5162